

# パパ、育児休業を取りませんか？

問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当



## 「仕事も子育ても、どちらも大切。」

そう考えるパパが増えています。育児休業を取得する男性は少しずつ増えていますが、思うように取得できないという声もあるようです。男性の育児参加を応援するため、育児休業の基本をまとめました。



## 育児休業の基本を知ろう！

### Q1 男性も育児休業を取得できるの？

A1 できます。育児休業は、男女を問わず取得することができる制度です。

### Q2 育児休業の対象は？

A2 原則として、1歳になるまでの子どもを育てている従業員が対象です。  
○妻が専業主婦でも、妻が産後休業・育児休業中でも、夫も取得することができます。  
○有期契約社員も、一定の条件を満たせば取得できます。

### Q3 育児休業を取得する手続きは？

A3 育児休業開始の1か月前までに勤務先に書面で申し出ましょう。必要書類などは勤務先の担当部署にお尋ねください。

### Q4 どのくらいの期間取得できるの？

A4 原則として、子どもが1歳になるまでの間に従業員が希望する期間取得することができます。会社によっては、法律を上回る制度を定めているところもありますので、勤務先に確認してみましょう。

### Q5 育児休業中の収入は？

A5 会社の制度によりますが、無給の場合は雇用保険から「育児休業給付金」が支給され、休業中の社会保険料が免除されます。  
1か月ごとの給付金は、育児休業開始から180日目までは賃金の67%、それ以降は賃金の50%です。また、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の保険料が免除され、保険料が納付されたものとして取り扱われます。

### 育児休業給付金チェック ※全ての条件を満たせば原則として支給対象です。

- 育児休業取得時に1歳未満の子どもを育てている
- 雇用保険の被保険者である
- 育児休業に入る前の2年間のうち、11日以上働いた月が12か月以上ある



育児休業のほかに、仕事と育児の両立支援は、次々と増えています。さまざまな制度を活用するには、まず知ることから！家族で子育て期のワーク・ライフ・バランスについて話し合ってみませんか。

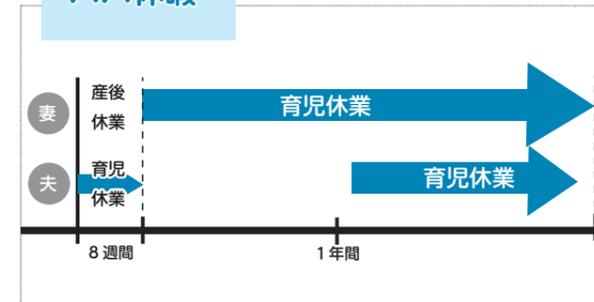


### Q6 勤務先に育児休業制度がないと取得できないの？

A6 会社に制度がなくても、育児休業は取得できます。要件を満たした従業員から取得の申し出があった場合、会社が申し出を拒むことは禁止されています。仕事が非常に忙しかったり、経営上の理由があったとしても、育児休業を認めなくてはなりません。また、育児休業の取得の申し出や取得したことを理由として、解雇などの不利益な取り扱いをすることも禁止されています。疑問や相談したいことがあったら、勤務先の所在地の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に相談しましょう。

## 両親で育児休業を取得すると得ってホント…？

### パパ休暇



#### パパが2回育児休業を取得できます

妻の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、夫は期間内に2回に分けて取得することができます。

### パパ・ママ育休プラス



#### 育児休業期間が延長されます

両親が共に育児休業を取得する場合は、取得可能期間は子どもが1歳2か月になるまでの期間に延長され、この間にそれぞれ1年間取得することができます。

## 先輩ママ・先輩パパの声

産後メンタルが不安定な中、夫が育休を取得してくれたことで、楽しく一緒に育児ができました。また、心配していた上の子のケアも十分にできてよかったです。

育休中は、子育ての大変さだけでなく、日々の家事の大変さを改めて感じ、復帰後は妻とお互いに協力し合いながら、育児や家事を行っています。また、子どもの成長を毎日見ることができ、とても貴重な時間でした。

もっと詳しく知りたい！  
厚生労働省ホームページをご覧ください▶▶▶

